

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年10月1日作成)

法令名	北海道情報公開条例
根拠条項	第9条
許認可等の種類	公文書の開示請求
法令の定め	第9条 何人も、実施機関に対して、公文書の開示を請求することができる。
審査基準	
標準処理期間	総期間 14日 一月 (注:休日は含まない) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	労働委員会事務局総務審査課総括グループ (電話番号:011-204-5662) 総務審査課審査グループ (電話番号:011-204-5664) 調整課調整グループ (電話番号:011-204-5666) 調整課個別対策グループ (電話番号:011-204-5667)
申請先	労働委員会事務局総務審査課総括グループ (電話番号:011-204-5662)
問い合わせ先	同上 (電話番号:)
備考	開示・非開示の判断に必要とされる基準が、条例に規定し尽くされているため、審査基準を設定しない。 処分担当課は、請求公文書の所管により異なる。 (公開アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/contents/shinsakijun.htm)